

議 事 録

件 名	第 1 回宜野湾市上下水道料金等審議会
開催日時	令和元年 6 月 3 日（月） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 1 5 分
開催場所	上下水道局 2 階会議室
出席者	■平剛委員 ■福里清孝委員 ■加藤壮一委員 ■森田進委員 ■波平道子委員 ■宮城恵美子委員 ■島袋上下水道事業管理者 ■石川次長兼業務サービス課長 ■與那原総務企画課長 ■呉屋下水道施設課長 ■高宮城水道施設課長 ■徳田技幹兼排水設備係長 ■親川業務管理係長 ■企画係（事務局）

内 容	
事務局	<p>これより、第 1 回宜野湾市上下水道料金等審議会を開会する。</p> <p>会長が決まるまでは、事務局で司会進行を行う。</p> <p>次第 2. 委員への委嘱状交付を行う。</p> <p>【島袋上下水道事業管理者より、委員への委嘱状交付】</p>
事務局	<p>次第 3. 上下水道事業管理者挨拶、宜野湾市上下水道事業管理者 島袋清松より挨拶を申し上げる。</p> <p>【島袋上下水道事業管理者 挨拶】</p>
事務局	<p>次第 4. 委員による自己紹介を行う。</p> <p>【各委員自己紹介挨拶】</p>
事務局	<p>次第 5. 宜野湾市上下水道料金等審議会規程第 5 条により会長、副会長の選出を行う。規程では、会長及び副会長は互選となっているが、事務局の選出を行う。規程では、会長及び副会長は互選となっているが、事務局に腹案がある為、説明してよいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p> <p>事務局案として、会長に平委員、副会長に福里委員を提案</p>

	する。
委員	<p>異議なし。</p> <p>【平会長、福里会長就任挨拶】</p> <p>【諮問書の手交】</p>
事務局	<p>当審議会規程第6条により、審議会は会長が議長となる。平会長、審議を進めて頂きたい。</p>
会長	<p>では、審議を始めるにあたり、当審議会の運営について資料2の宜野湾市上下水道料金等審議会規程第9条の規定により審議を行う。</p> <p>まず、当審議会について、本日これからの会議を公開にするか、非公開にするか委員の皆様にご審議頂きたい。</p> <p>また併せて、2回目以降の全ての会議について、本日公開・非公開を決めるか、その都度会議の冒頭にて決めるかについてもご審議頂きたい。</p>
委員	<p>メディアに対しても公開か。</p>
事務局	<p>公開の場合は日程を事前公表して、市民以外のメディアの方も希望があれば傍聴を行うこととなる。スペースに限りもある為、人数制限は行う。委員の皆様で公開・非公開を決めて頂きたい。</p> <p>なお、市の規定では、必ず公開というわけではないが、料金の改定は市民の生活に直接係ることなので、議事録の公開は行う予定である。</p>
委員	<p>議事録を閲覧することができるということは、結論的には公開ということ。料金改定は、議会の議決が必要なものであることから、当審議会においては、スピーディに物事を処理する為にも非公開が望ましいと考える。</p>
会長	<p>議事録について、個人を特定できる形とそうでない形で公開するのかについて、また、公開の方法・タイミングについても委員の皆様にご諮りたい。</p>
委員	<p>原則公開でよいと考える。市民代表として、審議会委員を担っている為、傍聴希望者については受け入れてよいのではないか。傍聴者が会議を冒涇するような発言等があった場合には、その方には退席してもらおう等の対応は必要であると考え。</p>

委員	<p>発言者を特定し公開すること、またマスコミの取材等で決まっていない内容が外にでてしまうと市民の皆様は先入観をもってしまうことが懸念されるが、一定の要件を設けて公開ということでもよいのではないか。</p>
委員	<p>料金改定の審議会なので、密室で決めてしまっただけで決めたのではないかという疑念がもたれてしまうという懸念がある。</p>
委員	<p>会議非公開とし、議事録で公開する方が良いのではないか。</p>
会長	<p>メディアで取り上げられてしまうと、誤解を与える可能性がある。後に議会において審議されることから、必然的に公開となる。当審議会は、非公開が望ましいと考える。</p>
会長	<p>折衷案として、原則公開とし、審議会の日程をホームページ上で公表し、マスコミ等へはあえてプレスリリースはしない。</p>
事務局	<p>また、議事録については、すべて答申後に発言者が特定されないよう委員の氏名は伏せてHP等にて公表するということがよいか。（会議の公開・非公開について、最終的な決定が確認出来ない。）</p>
事務局	<p>それでは、次に進める。水道料金及び下水道使用料の料金体系について事務局より説明をして頂きたい。</p>
会長	<p>【水道料金及び下水道使用料の料金体系について】 資料3に沿って説明。</p>
事務局	<p>続いて、宜野湾市上下水道事業経営戦略について事務局より説明をして頂きたい。</p>
会長	<p>【経営戦略について】 資料（経営戦略冊子）に沿って説明。</p>
事務局	<p>続いて、「水道料金及び下水道使用料の見直しについて」を議題とする。まずは、事務局より説明をして頂く。</p>
事務局	<p>経営戦略のとおり、水道料金については、今後新設事業や耐震化事業等に多額の費用が必要となるものの、最小限の企業債を活用することで、経営の健全化を維持できる。</p>
事務局	<p>一方下水道使用料については、西普天間跡地利用や改築更新事業等に係る費用について、企業債の他本市の一般会計からの繰入金を活用しても多額の資金不足が予測される。</p>
事務局	<p>よって事務局としては、今回は水道料金の見直しは行わず。下水道使用料の見直しについてご審議していただきたい</p>

会長	<p>と考えているが、如何か。委員の皆様の意見を伺いたい。</p> <p>事務局より料金見直しについて、今回水道料金の見直しは行わず、下水道使用料の見直しについて審議していただきたいと提案があったので、委員の皆様にご審議頂きたい。</p>
委員	<p>これまでの下水道使用料の改定状況はどうか。</p>
事務局	<p>下水道使用料については、平成 21 年に改定を行って以来、消費税以外の使用料見直しは行っていない。今後、県の維持管理負担金の見直しも行われる予定なので、現状の使用料では立ちいかない状況である。</p>
委員	<p>10 円値上げを今回行ったとして、今後値上げせずにどのくらいまでもつか。</p>
事務局	<p>経営戦略策定の段階で、維持管理負担金の増額を見込んでいない。しかし、県は令和 2 年 4 月 1 日には、維持管理負担金を 3 円程度（1 立方メートル当たり）増額したいとのこと。そうすると概算で年間 2 8 0 0 万程増額となる為、多大な影響がある。</p>
事務局	<p>経営戦略では、1 0 円程度の改定を前提としているが、事務局としては、維持管理負担金増額分の 3 円程度の上乗せが必要になると考えている。</p>
委員	<p>下水道使用料単価とはどのように出した数字か。</p>
事務局	<p>総使用水量を使用料収入で割り出した単価が 9 0 円（1 立方メートル当たり）である。その単価を 1 0 円程度改定する必要があるということである。</p>
委員	<p>全国的にも下水道管の老朽化が問題となっているが、どのような資金で工事を行うのか。料金改定以外の方法はないのか。</p>
事務局	<p>管路の更新等は、補助金（公共投資交付金等）を活用して行う。ストックマネジメントを策定し、補助金適用の為に調査検討を行っている。</p> <p>補助金等を活用するにしても残りの 40%は自主財源の確保が必要だが、現状はほぼ起債。事業で利益を生んで内部留保資金とする必要がある。</p>
委員	<p>この 10 円の中には、老朽管の補修経費は入っているか。</p>
事務局	<p>含まれていない。独立採算で行う場合には、単価で 6 5 円上げなければならない。しかし単価 1 5 5 円となると多大な</p>

	影響がでる。
委員	経営戦略35ページ（水道事業の効率化・経営健全化への取組）の内容を詳しく説明して頂きたい。
事務局	現在個別に契約している業務を包括的に民間委託していく予定。現在職員が行っている窓口業務も委託していきたい。市内の事業者も巻き込んで運営していく予定である。
委員	例えば漏水調査から修繕などの一連業務を一括で行えるということか。
事務局	その通りである。 下水道の修繕については、老朽化した施設を安全対策の為、通行止めになっている場所もあり、維持管理、施設投資を含めて修繕費用が必要となる。
会長	水道料金については見直しを行わず、下水道使用料についてのみ改定を行うということによいか。
委員	異議なし。
委員	下水道使用料について、一般家庭の場合月どのくらい増額するか。
事務局	一概には言えないが4名家族で300円程度負担となる。ただし、従量制を採用している為、多く流すところはその分施設に与える影響が大きくなることから、使用水量に応じて超過使用料で調整することも検討したい。
委員	現在2割が浄化槽使用とあるが、下水道接続率が上がれば、下水道事業の収益は上がるということか。
事務局	そのとおりである。
委員	県内11市の下水道の整備状況、水洗化率等の比較できる資料を要求する。
事務局	次回審議会までに準備する。
会長	質疑が尽きたようなので、最後に次回以降の日程を事務局より説明頂きたい。 【今後の日程について】資料5に沿って説明。
会長	以上をもって、第1回上下水道料金等審議会を閉会する。

第1回上下水道料金等審議会要求資料

上下水道局 総務企画課

沖縄県内11市公共下水道整備状況

年度別普及(整備)率

{ 単位(%) 右列は順位を表す }

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
宜野湾市	95.80	96.07	96.15	96.02	96.10
那覇市		98.10	98.10	98.00	97.70
沖縄市		97.20	97.20	97.20	97.20
うるま市		67.50	67.70	67.80	68.50
浦添市		97.10	97.00	97.00	97.00
宮古島市		16.10	16.10	16.50	15.90
糸満市		65.00	64.80	64.30	62.50
名護市		61.70	61.50	61.70	61.40
石垣市		32.60	32.20	31.80	30.40
豊見城市		73.50	73.80	73.10	72.90
南城市		26.30	26.00	23.50	23.80

※年度別普及(整備)率＝行政人口に対する処理区域人口

例)平成30年度:(処理区域人口) 94,367人÷(行政人口) 98,502人×100 ≒ 95.80

年度別水洗化(接続)率

{ 単位(%) 右列は順位を表す }

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
宜野湾市	81.49	80.42	79.70	79.03	78.11
那覇市		95.70	95.50	95.30	95.20
沖縄市		87.10	86.90	85.30	84.30
うるま市		78.80	75.90	72.80	87.00
浦添市		95.00	95.00	95.00	95.10
宮古島市		73.50	74.00	72.80	71.10
糸満市		87.10	86.80	85.90	87.30
名護市		96.70	93.30	91.30	91.10
石垣市		57.10	55.90	54.00	53.50
豊見城市		85.50	84.90	84.90	83.00
南城市		61.20	58.60	62.30	56.50

※年度別水洗化(接続)率＝処理区域人口に対する使用人口

例)平成30年度:(使用人口) 76,902人÷(処理区域人口) 94,367人×100 ≒ 81.49

○下水道事業予算(収入・支出)説明【令和元年度予算】

資料3

○収益的収入(3条予算) 1,742,132,000円
☆下水道使用料：870,770,000円 内訳 ・一般分：766,018,000円 ・普天間基地：86,028,000円 ・瑞慶覧基地：18,724,000円
☆長期前受金戻入：623,834,000円
☆他会計負担金：151,110,000円 (総務省繰出基準内)
☆他会計補助金：95,134,000円 (総務省繰出基準外)
☆その他収入：1,284,000円

- ・使用水量に応じた額を使用者より徴収する使用料
- ・これまでに取得した資産へ充当した国庫補助金等を資産の償却年に応じ収益化した収入
- ・総務省からの通達(繰入基準)により一般会計より繰り入れる収入
- ・上記繰入基準外により一般会計より繰り入れる収入(赤字補填)
- ・その他手数料等による収入

○収益的支出(3条予算) 1,629,536,000円
☆減価償却費：799,416,000円
☆維持管理負担金：456,476,000円
☆維持管理費：133,837,000円 内訳 ・委託料(汚水)：106,179,000円 ・委託料(雨水)：15,573,000円 ・光熱水費：12,085,000円
☆企業債利息：102,064,000円
☆人件費：74,634,000円
☆その他支出：63,109,000円

- ・これまでに取得した資産が時の経過によってその価値の減少分を一定の方法によって各事業年度の費用として配分する経費
- ・沖縄県へ汚水処理費用として支払う経費(宜野湾市は汚水処理場を所有していない為)
- ・適切な排水処理を行うために施設の維持管理に要する経費
- ・これまでに取得した資産に要した企業債の償還利息
- ・資産取得を行う者以外の人件費(損益勘定支弁職員)
- ・庁舎管理費等に係る経費

○資本的収入(4条予算) 723,730,000円
☆他会計負担金：227,943,000円 (総務省繰出基準内)
☆国・県補助金：222,000,000円
☆企業債(事業債)：188,900,000円
☆他会計補助金：84,887,000円 (総務省繰出基準外)

- ・総務省からの通達(繰入基準)により一般会計より繰り入れる収入
- ・国及び県からの補助金(補助率6/10)
- ・国及び県からの補助金裏負担分(4/10)
- ・上記繰入基準外により一般会計より繰り入れる収入(赤字補填)

○資本的支出(4条予算) 885,003,000円
☆企業債元金：395,870,000円
☆工事請負費：245,200,000円 内訳 ・汚水工事費：208,100,000円 ・雨水工事費：37,100,000円
☆委託費：133,325,000円 内訳 ・汚水委託費：119,925,000円 ・雨水工事費：13,400,000円
☆建設負担金：81,866,000円
☆人件費：27,033,000円 内訳 汚水人件費：19,946,000円 雨水人件費：7,087,000円
☆その他支出：1,709,000円

- ・これまでに取得した資産に要した企業債の償還元金
- ・資産取得を実施するための工事費に係る経費
- ・工事の積算・測量等に係る経費
- ・沖縄県の事業費に対し支払する経費
- ・資産取得を行う者の人件費(資本勘定支弁職員)
- ・その他備品購入等に係る経費

令和元年度 予算ベース	総汚水量	総使用量	単価 (総使用料÷総汚水量)	一般会計 雨水負担金	一般会計 基準内繰入金 (A)	一般会計 基準外繰入金 (B)	繰入金合計 (A)+(B)
		8,511,322m ³	696,380千円	82円	15,704千円	363,349千円	180,021千円

							(税抜)
	条件	現行単価	加算額	加算後単価	使用料増額分 (C)	県維持管理負担 金単価増額分 (D)	財政効果額 (C)-(D)
①	独立採算で運営する場合	82円	68円	150円	578,770千円	25,534千円	550,683千円
②	1m ³ あたり10円増額	82円	10円	92円	85,113千円	25,534千円	57,026千円
③	1m ³ あたり13円増額	82円	13円	95円	110,647千円	25,534千円	82,560千円
④	1m ³ あたり15円増額	82円	15円	97円	127,670千円	25,534千円	99,583千円
⑤	1m ³ あたり20円増額	82円	20円	102円	170,226千円	25,534千円	142,139千円

本市下水道使用料(抜粋)

基 本		超過使用料(1m ³ につき)	
水 量	料 金		
8m ³	500円	9m ³ ~30m ³	70円

○モデルケース(4人家族、汚水量200ℓ/人/日)で試算

(税抜)

	条 件	汚水量/月	現行単価	現行月額	加算額	加算後単価	加算後月額	増額分	
								1ヶ月	2ヶ月
①	独立採算で運営する場合	24m ³	70円	1,620円	68円	138円	2,708円	1,088円	2,176円
②	1m ³ あたり10円増額	24m ³	70円	1,620円	10円	80円	1,780円	160円	320円
③	1m ³ あたり13円増額	24m ³	70円	1,620円	13円	83円	1,828円	208円	416円
④	1m ³ あたり15円増額	24m ³	70円	1,620円	15円	85円	1,860円	240円	480円
⑤	1m ³ あたり20円増額	24m ³	70円	1,620円	20円	90円	1,940円	320円	640円

【計算方法】

- ・現行月額の場合:(基本料金8m³)=500円 (超過使用料24m³-8m³=16m³)16m³×70円=1,120円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,120円=1,620円
- ・13円増額の場合:(基本料金8m³)=500円 (超過使用料24m³-8m³=16m³)16m³×83円=1,328円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,328円=1,828円